

金員齎りたる時分 各役員を挙擧し範囲を設けその執行に擇ること

六、開始当時は小資本より始めて成る可く生活必需より開始すること 例へば木

木炭等々

七、完成を期しての純益金は各會員の需要兩に応じて毎月各自会員の所持せるカード

に期すニ定期總會の決議により 資金に繰入れるか 適宣に配当すること

八、物価の購買方法は一口拂込の者に対しては十円迄のものを之に順じて購入す

九、購買金及出資額の拂込は各工場の会計日に係員が集金するよりに計りへ、其額度

カードに領收の席印すること

十、組合の事務又は事業に携はるものは、当初は篤志家等は並議による犠牲者の内キ

リ運営と認めらるゝ者を之に任じ拡張に伴い有給とすること

十一、事業の癡績良好の際は毎ニ拡張を計り 各区に支部を設け 将來は之を聯合体と

すし又物価の融通上 外部の消費組合とも聯絡をとること

附 1、以上ハ計畫をなし吾々無産階級の福利増進を達せんとするものであり

二、(イ)約は出来得ることなら本部に一任したいと思ひます

三、ハ、以上の計畫に対する事業の小資本は本部に一任

(イ) 日本労農党

積極的支持に關する件 (本所第二支那提出)

理由 説明 栗原徳一

我等は日本労農党支持を声明して總同盟と別れた。そして今も結党の日より半歳を越へて居る 東京府を始め組合同盟 全日本農民組合 総合總聯合 其他僚友団体によつて入党証は早くも全國的に出現されつゝあるが 未だ組合員即党员の實があつて居ない

故に本案を提出し以つて日本労農党の抗元を期せんとする

方 法

左の決議をなし本組合は眞に実行に入ると共に各僚友組合に大會の行を以つて本組合の趣意を送達すること

決議

一、関東合同労働組合 組合員へ即時 日本労農党に入黨すべしこと。

二、爾後 関東合同労働組合に加入する労働者を同時に日本労農党に入黨せしむべ

左決議す。